

7 税制度はどのように変わって

税は、時代の中で、そのかたちを何度も変えてきました。それは、社会の変化によって求められる税のあり方も変わったからです。税の歴史をさかのぼってみましょう。

大宝律令による全国的な税制度の完成

- 飛鳥時代 -

645年、**大化の改新**で公地公民など新しい政治方針ができた。

701年には、**大宝律令**が制定されて、班田収授の原則ができ、農民に口分田が与えられ、**租・調・庸**という税を納め、労役を行うなどの税の仕組みができた。

【租】

口分田の収穫物を納める税。収穫の約3%



【調】

地方の特産物などを納める税。



【庸】

都での労働または、麻布を納める税。



土地の私有化・荘園の始まり

- 奈良・平安時代 -

【奈良時代】

743年に**墾田永年私財法**が制定され、**土地の私有化**が進んだ。

【平安時代】

大きな寺社や貴族の**荘園**が各地にでき、農民は、**荘園領主に年貢や公事、夫役**などを納めた。



【年貢】 田畑の面積別に課せられる税。(米などの生産物)

【公事】 糸・布・炭・野菜などの手工業製品や特産品を納める。

【夫役】 労役を奉仕する。

年貢による税の安定確保と運上・冥加

- 江戸時代 -

江戸時代の税の中心は**年貢**だったが、商工業者に対する税も、**運上金・冥加金**(株仲間と呼ばれる同業者が商売の特権を認めてもらうかわりに納める税)として納められた。

【年貢】

土地の耕作者は、五公五民の場合、収穫高の50%を米で、藩・幕府に納めた。(四公六民の場合、収穫高の40%)

【運上金】

営業による収益に対して、一定の税率を定めて課税された。

【冥加金】

営業の許可や独占を領主に願い出の際の献金。後には、一定の税率で課された。

地租改正による税制度の大改訂と戦争による増税

- 明治・大正・昭和(初期)時代 -

【明治時代】

明治政府は、1873年に歳入の安定化を図るため、**地租改正**を実施した。また、1887年に**所得税**が導入された。

【大正・昭和(初期)時代】

戦費調達のための増税が続いた。一方で、現在ある税の仕組みもでき始めた。1940年には勤労所得に**源泉徴収制度**が採用された。

【地租改正】 土地の所有者に対して、**地価の3%**を**地租**として、**貨幣**で納めさせた。

【源泉徴収制度】 給与等の支払者がその支払いのときに一定の金額(税金)を前もって差し引いておき、納税者に代わって納付するしくみ。

きたのだろうか？

経済の発展と新しい税の誕生

- 鎌倉・室町時代 -

【鎌倉時代】

武士が政治の中心として、税を集めるようになった。経済の発展にともない、**座**がつくられ、生産や販売を独占する代わりに、**荘園領主**に**座役**という税を納めた。

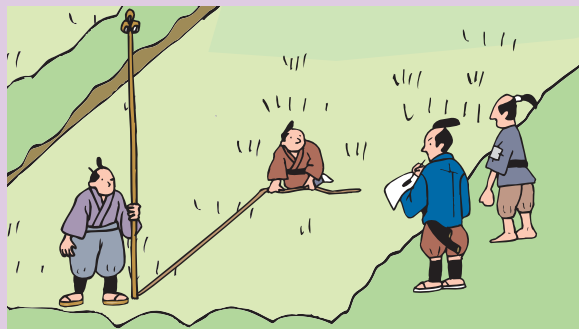
【室町時代】

税の中心は**年貢**だったが、産業の発展にともない、商工業者も税を納めた。また、関所では**関銭**(**通行税**)などの新しい税がかけられ、人々はそれらの税を納めた。

太閤検地と石高による課税

- 安土・桃山時代 -

豊臣秀吉は検地を行い、予想される収穫高を**石高**で表し、耕作者に**年貢**を課した。**検地帳**に記された農民は、その田畑を耕作する権利を認められ、その代わりに**年貢**を領主に納めた。



申告納税制度の採用

- 昭和（中期以降）時代 -

1946年に日本国憲法が公布され、教育、勤労にならぶ国民の三大義務の一つとして、「**納税の義務**」が定められた。

1947年に納税者が自主的に自分の所得や税額を計算して申告・納税する**申告納税制度**が採用された。

1950年に**シャープ勧告**に基づき税制改革が行われ、現在の税制度の基礎が形成された。

【シャープ勧告】

来日したアメリカのシャープ博士の使節団が提出した勧告のこと。

この勧告には、**直接税中心の税制**にすることや、**地方財政の強化**などが盛り込まれた。

社会の変化に対応した税制改革

- 平成・令和時代 -

1989年、所得・消費・資産等のバランスのとれた税制の実現を目指した税制改革の一環として、商品の販売やサービスの提供に対して3%の税金を納める**消費税**が導入された。



- 1997年4月から5%（うち地方消費税1%）に引き上げられた。
- 2014年4月から8%（うち地方消費税1.7%）に引き上げられた。
- 2019年10月から10%（うち地方消費税2.2%）に引き上げられた。※軽減税率制度（8%）を導入。